

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 393

2019年 9 月 SEPTEMBER



今月のお知らせ

9月分(10月納付分)社会保険料の控除と
それに伴う源泉所得税の控除に注意しましょう

- ✎ 消費税率 10%への対応 その2
- ✎ 合同会社とは
- ✎ 9月分から社会保険料が変わります
- ✎ はしやすめ ・ブドウの話
- ✎ 税務まめ辞典 ・「会費」の取扱い



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp
ホームページアドレス
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

消費税率10%への対応 **その2**

9月に入りいよいよ消費税率10%引上げまで1ヶ月を切りました。皆さんからの消費税に関する問い合わせも増えてきましたので、今回は具体的な事例をご紹介します。



施行日（10月1日）をまたぐ取引

出荷日と納品日が異なる場合

施行日をまたぐ取引の場合は、原則として売り手側と買い手側の適用税率は一致することとされています。例えば、売り手側が9月30日に商品の出荷をして、買い手側の納品・検収が10月1日に完了する取引の場合は**売り手側に合わせた旧税率8%で計算を行う**必要があります。

出来高で請求している場合

2019年3月31日までに契約した建設工事で、その建設工事の一部が完成した都度、その割合に応じて工事代金を請求する習慣（出来高請求）がある場合、**10月1日以降の出来高請求であっても経過措置により旧税率8%が適用**されます。

ただし、上記のケースで**4月1日以後に工事内容の変更に伴い増額が行われた場合、当初契約を上回る部分については10%の税率が適用**されます。

また、**2019年4月1日以後に契約**した建設工事の場合、**9月30日までに行った出来高請求については8%、10月1日以降に行った出来高請求については10%の税率が適用**されます。

なお、工事の着手時や中間時に“前受金”としてもらった分については資産の譲渡等の対価に該当しないため、**4月1日以後の契約**でその工事の完成引渡しが10月1日以後である場合には“工事代金の残額”に“前受金”を加えた**工事代金の総額に10%の税率が適用**されます。

不動産の賃貸料に係る税率

不動産の賃貸契約で「当月分の賃貸料の支払期日は前月末までとする」などのいわゆる“前家賃”で、**9月末までに翌月10月分の家賃を支払った場合は10%の税率**。逆に“後家賃”で、**10月に前月9月分の家賃を支払った場合は8%**となります。



1年分の賃貸料などを一括で支払った場合

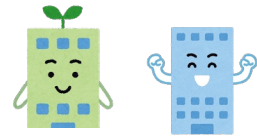
例えば9月決算で1年分（2019年9月～2020年8月分）の事務所家賃1,296,000円を一括で支払い、全額損金で計上している場合は、2019年9月決算期は10月分以降の家賃であっても支払った全額を8%の税率を適用して仕入税額控除を行います。（2019年9月決算期は施行日前のため10%の仕入税額控除ができません）

10月～8月分までの11ヶ月分の消費税については、翌期（2020年9月決算期）に一度旧税率8%分を戻して、新たに新税率10%を適用して仕入税額控除を行うこととなります。

2019年9月決算期	2020年9月決算期
地代家賃 1,200,000円 / 現金 1,296,000円	地代家賃 1,080,000円 / 地代家賃 1,100,000円
仮払消費税 96,000円	仮払消費税 108,000円 / 仮払消費税 88,000円

※上記と同様のケースで1年分の保守料を支払った場合も同じ経理処理を行います。

合同会社とは



2006年の会社法改正により新たな有限会社の設立が出来なくなった代わりに登場した合同会社ですが、株式会社と比べ比較的簡単であるなどの理由から最近、合同会社の設立が増えています。しかし、実際にはどこが違うのか意外と知られていません。株式会社と比較しながらご説明します。

株式会社との違い

	株式会社	合同会社
最低資本金	1円	1円
出資者の名称	株主	社員（従業員のことはではない）
出資と経営	株主が代表者を決定するが、出資者と経営者は必ずしも一致しない。	出資者＝経営者が原則。ただし定款で「業務執行権のある社員」と「業務執行権のない社員」を選ぶことができる。
代表者の名称	代表取締役	代表社員
役員の任期	最大10年	任期なし
役員人数	最低1人	最低1人
設立費用	約30万円	約15万円
税制面	株式会社・合同会社ともに同じ条件	株式会社・合同会社ともに同じ条件
社会保険の加入	強制加入	強制加入
利益配当	持株割合による	定款で自由に定めることができる
議決権	持ち株数に応じた議決権	原則出資者1人につき1議決権だが、定款により自由に定めることができる

合同会社のメリット・デメリット

メリットは、設立費用が少なく、任期もないことから重任（再任）登記費用がかかりません。税制面は株式会社と変わりませんので法人で行われている節税対策も認められています。

また、出資者と経営者が基本的には同じですので、重要事項の意思決定をスムーズに行うことができます。

一方、株式会社よりも認知度が低く対外的な信用が得られにくいことから、資金や人材が集まりづらいというデメリットがあります。

合同会社は定款で自由に定めることができる範囲が広いので、定款の定めが非常に重要になります。したがって定款の変更には社員全員の同意が必要となります。

ですから、社員が身内など比較的近い人物で構成された小規模事業体が法人化（会社）にしたい場合に適しています。

9月分から社会保険料が変わります



標準報酬月額と厚生年金保険料の変更

各人の標準報酬月額の定時改定による変更を確認しましょう

9月分保険料（10月納付分）からは、7月10日までに提出した算定基礎届を基に、新しい標準報酬月額による保険料率が適用されます。

各人の新しい標準報酬月額については年金事務所より標準報酬決定通知書が送られてきています。

令和元年9月分（10月納付分）からの健康保険・厚生年金保険料率

- ・健康保険 10.24%（労使折半5.12%ずつ）
- ・介護保険 1.73%（労使折半0.865%ずつ）
- ・厚生年金 18.30%（労使折半9.15%ずつ）

※子ども・子育て拠出金0.34%については事業主が全額負担することとなります。

はしやすめ

ブドウの話



車で走っているといろんな所で、ブドウ狩りの看板が目に入るようになりました。ブドウは10,000種類以上あるといわれ、世界で最も生産量が多い果物で、その7~8割はワインの原料となっています。日本では、山梨、長野、山形、岡山などが主な産地で、海外では中国、イタリア、米国などで栽培が盛んです。

ブドウの歴史は古く、紀元前3,000年頃から栽培されていたとされ、古代エジプトの壁画にも栽培の様子が描かれています。

ブドウは日照時間が長く水はけのよい場所が適しているといわれています。夏乾季のヨーロッパとは真逆の梅雨時期の日本ではヨーロッパブドウの栽培に適さず、ことごとく栽培に失敗し、代わりに日本と気候がよく似ているアメリカ東海岸のアメリカブドウ品種「デラウェア」の栽培が日本に定着しました。

その後さらに日本の風土に適したブドウの栽培がすすめられ、農業学者の大井上康氏によりアメリカブドウとヨーロッパブドウを交配させた大粒のブドウの栽培に成功、研究所から見える富士山にちなみ命名した「巨峰」が現在日本で多く食べられています。

美味しいブドウの見分け方は、まず軸が太くて青いもの、粒に張りがある、皮の表面に白っぽい粉が付着しているものが良いといわれています。

白っぽい粉はブルーム（果粉）と呼ばれ、熟した新鮮な果物によく見られ、水をはじき、病気や乾燥から果物を保護する働きがあります。無害なのでそのまま食べても大丈夫です。

ブドウは軸に近い上の部分のほうが甘くなる傾向にありますので、房の一番下が甘いものは間違いなく美味しいはず。

ブドウには、ガンや動脈硬化の予防効果があるというポリフェノールがたくさん含まれています。そのなかのアントシアニンは、視力回復や活性酸素を除去してくれる効果があります。

また、皮や種にはタンニンが含まれています。これは、渋みのもとですが、抗酸化作用、抗炎症作用、抗アレルギー作用があり、脂肪燃焼促進効果があるといわれていますので、ダイエットや美容にも効果的です。

捨てるところがないブドウですので皮まで食べるのが望ましいのですが、渋みがあるので苦手な方は皮ごとミキサーにかけてジュースにして飲んだり、凍らせて食べるのも良いようです。

ブドウの甘みのもとであるブドウ糖と果糖は脳の栄養源となり、体内への吸収が早く、疲労回復効果があります。栄養価の高さから「畑のミルク」とも呼ばれています。この秋はブドウ狩りに出掛けてみてはいかがでしょうか。

税務まめ辞典

「会費」の取扱い

「会費」と一言で言っても「同業者団体の会費」「カード会社の年会費」「親睦会費」「ゴルフの年会費」「安全協定会費」といったように様々なものがあり、内容により税務の取扱いが異なります。

「同業者団体の会費」とは、一般的に同業者団体が会員のために行う広報活動や研修指導、福利厚生などを目的として、業務運営に通常必要な費用の分担額を会員から徴収する会費のことですが、通常は支払った時に「諸会費」などとして損金に算入できます。

ただし、通常の会費とは異なる目的のために徴収する特別会費についてはその用途に応じて取扱う必要があります。

例えば、**同業者団体による施設の取得や改良、会員相互の共済や懇親、政治献金などの目的のために支出する会費は、「前払費用」として資産に計上し、その後同業者団体が現実に支出した時点で、その用途に応じて繰延資産、福利厚生費、交際費、寄付金などに計上します。**

その他、「親睦会費」や「ゴルフの年会費」は交際費として処理しますが、親睦会費については、その内容が飲食を目的とし、1人当たり5千円以下であれば交際費から除外（会議費などで処理）しても構いません。

また、建設業界で頻繁に登場する「安全協定会費」については工賃から天引きされることが多いようですが、無条件に諸会費になるとは限りません。安全協力としながらもその実態が単なる親睦会であれば交際費として処理する必要があります。諸会費などで計上する場合はその根拠を示すために事業報告書などで確認しておくとうまいでしょう。

「会費」に対する消費税の取扱いですが、課税仕入れとなるかどうかは、その団体から受ける役務の提供に「対価性」があるかによって判断します。カードの年会費やゴルフの年会費はそのカードや施設を利用するため明らかに「対価性」があるため課税仕入れとなりますが、同業者団体の通常会費については一般的に「対価性」がないため課税仕入れの対象となりません。